

平成 20 年 6 月 12 日
生活文化スポーツ局

調理冷凍食品の原料原産地表示について
- 表示を行うに当たっての質問・意見などを募集します -

東京都は、第 19 次東京都消費生活対策審議会答申「食品の原料原産地表示のあり方について」を受けて東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の改正（以下「告示の改正」という。）に向けて準備を進めています。

そこで、この告示の改正案について、実際に表示を行うに当たっての質問・意見などについて、下記のとおり募集いたします。

記

1 募集期間

平成 20 年 6 月 13 日（金）～ 6 月 26 日（木）必着

2 資料入手方法

調理冷凍食品の原料原産地表示に係る「告示の改正案」（別紙）は、下記の方法で入手できます。

- (1) 東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課（都庁第一本庁舎 27 階中央）において配布
- (2) ホームページ「くらしWEB」による閲覧：<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

3 質問・意見の提出方法

住所・氏名（または法人・団体名）連絡先をご記入の上、郵送、Eメール、FAXのいずれかの方法で以下のあて先までお寄せください。

あて先：東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 取引指導課
質問・意見募集係

- (1) 郵送：〒163-8001（上記あて先） 郵便番号記載のみで住所は不要
- (2) FAX：03-5388-1332
- (3) Eメール：S0000580@section.metro.tokyo.jp
Eメールの場合は件名を「食品の原料原産地表示に係る告示改正案について(質問・意見提出)」としてください。

4 その他

- (1) お寄せいただいたご質問・ご意見とともに、法人・団体にあつてはその名称などに関する情報を公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を必ずご記入ください。
- (2) 電話でのご質問・ご意見の受付はできませんので、ご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご質問・ご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

消費生活部 取引指導課：杉田、佐藤
内線：29-830、831 直通 5388-3065、3072